

## 「鹿沼市新庁舎整備基本計画策定推進会議」設置要綱

## (設置)

第1条 鹿沼市新庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、“安全で市民が利用しやすい庁舎”とするために必要な整備内容等について、広く市民及び関係者の意見を聴くため、鹿沼市新庁舎整備基本計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 新庁舎の施設内容等の基本計画に関すること。
- (2) 施設規模、導入機能計画、配置計画、設備計画、駐車場計画等に関すること。
- (3) 資金計画及び整備スケジュールに関すること。
- (4) 施設の木質化に関すること。
- (5) 市民利用施設（ホール、会議室等をいう。）に関すること。
- (6) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市内関係機関、各種団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。

ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1名を置き、市長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (総合アドバイザー)

第6条 第3条に規定する委員のほか、委員会に総合アドバイザーを置くものとする。

2 総合アドバイザーは、委員会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 総合アドバイザーは、専門的見地から委員会の所掌事項に関する助言等を行うものとする。

## (会議)

第7条 推進会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(報告)

第8条 委員長は、協議が終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(関係者の出席)

第9条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対する会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、鹿沼市財務部庁舎整備準備室において処理する。

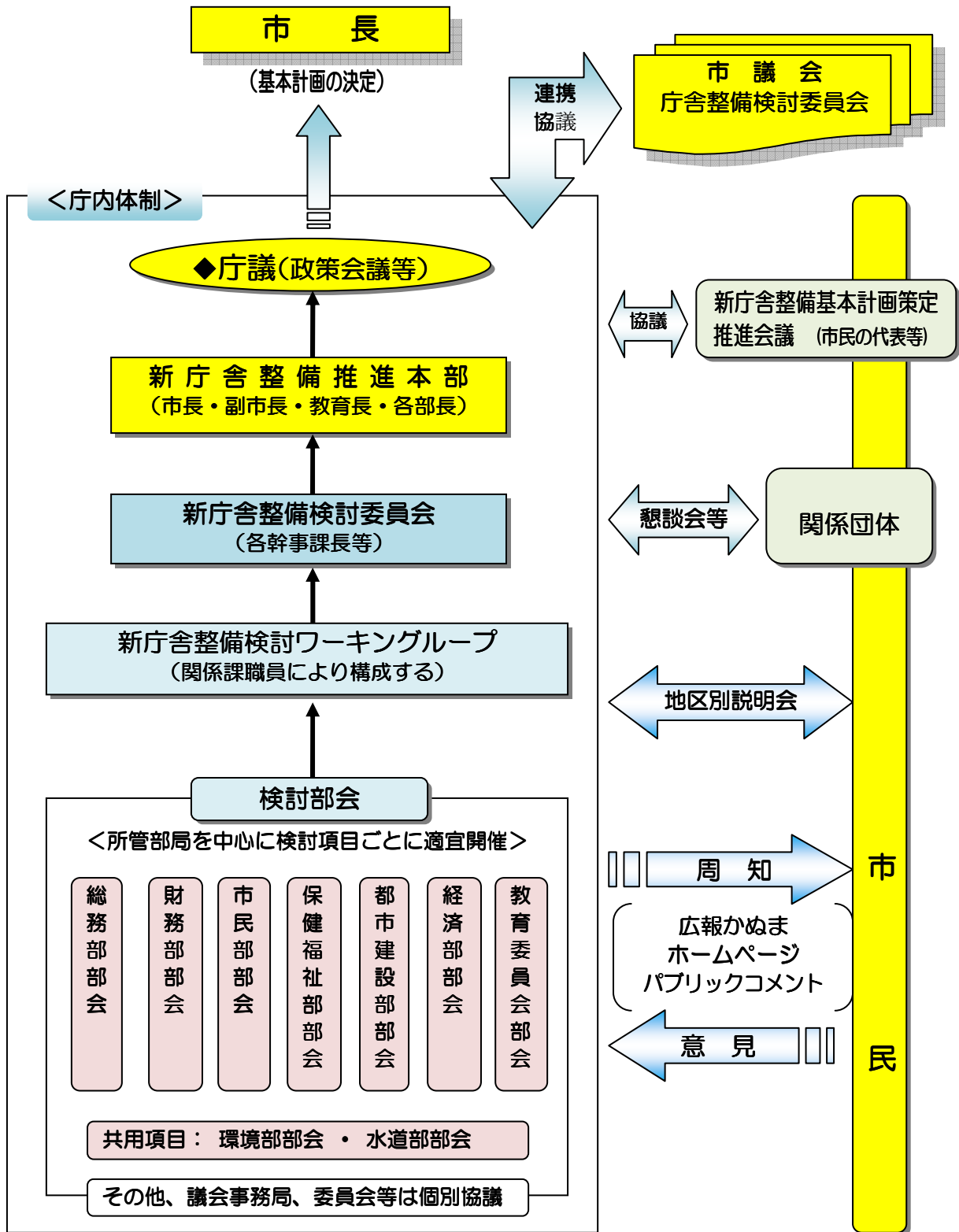
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年8月28日から施行し、第7条の規定により報告書が提出された日をもって失効する。

# 新庁舎整備基本計画の策定における推進体制



# 【「新庁舎整備基本計画策定推進会議」における検討の流れ】

～【平成26年度（10月～H27/3月）】～

## 第1回推進会議（H26年10月10日）

- ・・・今までの経過及び今後のスケジュールについて
- ・・・新庁舎整備基本構想の概要について
- ・・・庁舎に求められる機能に関する意見交換 等

## 第2回推進会議（H26年11月18日）

- （1）求められる機能及び庁舎規模の検討に必要な事項の検討
  - …防災拠点としての機能
  - …来庁者の利便性を高めるための機能
  - …市民との協働・まちづくりを進めるための機能
  - …議会運営を進めるための機能
  - …行政事務を効率的に行うための機能（福利厚生機能含む）
- （2）部局（部・課等）の配置における基本的な考え方 等

## 第3回推進会議（H26年12月18日）

- （1）庁舎規模（階数・構造等）
- （2）建物及び各部屋（フロア）の配置計画
- （3）求められる機能のうち床面積が必要でない事項の検討
  - …高度情報化に対応するための機能
  - …環境と共生するための機能
  - …庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能
- （4）構造計画・事業費計画の検討 等  
その他、設計の前提となる事項の検討

庁内会議＜検討委員会・ワーキンググループ会議・検討部会＞・・・案の検討

必要に応じて本部会議

庁内会議＜検討委員会・ワーキンググループ会議・検討部会＞・・・案の検討

必要に応じて本部会議

## 第4回・第5回推進会議（H27年2月上旬・3月中旬）

### ○ 新庁舎整備基本計画（案）の検討

整備規模や整備（手法）計画作成、建物内外の施設構成及び配置計画、施設導入機能計画や構造計画の作成、概算事業費の算定 など

【新庁舎整備推進本部会議】